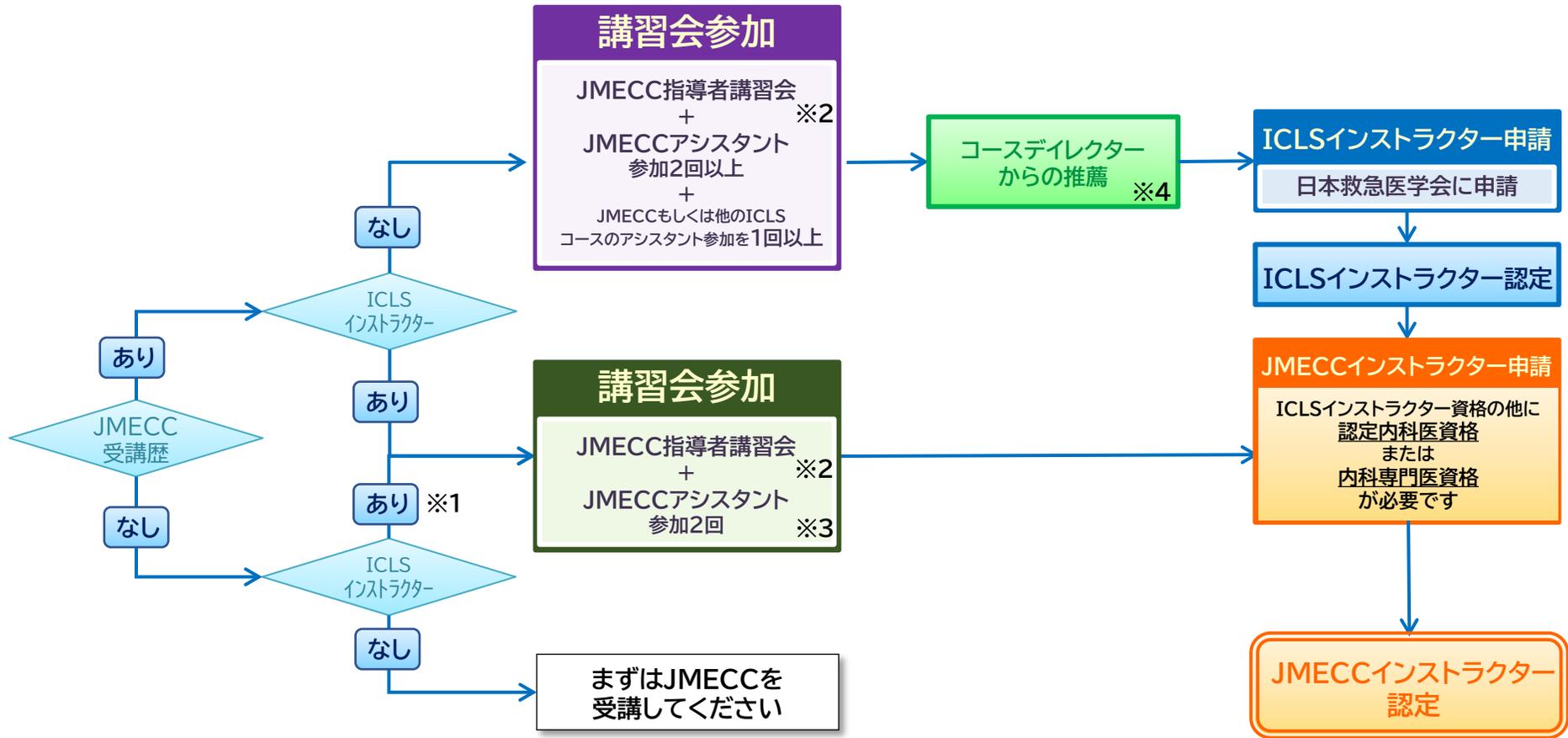


# JMECCインストラクター認定までのフローチャート



※1 ICLSインストラクター有資格者はJMECCの受講免除となるが全体の流れや内容を理解いただくために、JMECCの受講を推奨する

※2 アシスタントインストラクターとして参加する前に、指導者講習会を受講することを推奨する

※3 当面はICLSディレクター有資格者かつ2年以内にICLSコース開催歴がある場合に限り、指導者講習会受講とアシスタント経験1回とする

※4 ICLSインストラクター申請は日本救急医学会が提示する申請条件に準ずる。申請時にはコースディレクターのICLS会員番号が必要となる